

板橋区こんには赤ちゃん事業実施要綱

(平成 20 年 4 月 7 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、こんには赤ちゃん事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 対象は、区内に居住する生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭とする。

(訪問支援従事者)

第 3 条 訪問支援従事者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 子育てサポーター（いたばし子育て支援者養成講座 2 級課程修了者及び子育て支援員養成講座修了者のうち健康な 65 歳以下の者で、あらかじめ東京都板橋区と委託契約を締結したものをいう。）

(2) 訪問指導等従事者（板橋区新生児訪問指導実施要綱（昭和 54 年 8 月 3 日区長決定）第 3 条に規定する訪問指導等従事者であって、訪問指導に併せて第 5 条各号に掲げる事業を行うものをいう。）

(対象者の把握及び訪問指導の指示)

第 4 条 区長は、誕生した乳児を住民基本台帳により把握し、担当地区毎の子育てサポーターに対象者帳票（様式第 1 号）を通知し訪問支援を指示する。ただし、子育てサポーターに訪問支援を指示する時点で、対象者が新生児訪問指導事業（板橋区新生児訪問指導実施要綱（昭和 54 年 8 月 3 日区長決定）により実施する事業をいう。）の対象者であると把握されている場合、子育てサポーターによる訪問対象者から外すものとする。

(内容)

第 5 条 子育てサポーターは、対象者帳票の受理から 1 か月以内に乳児のいる家庭を訪問し、次に掲げる事業を行う。

(1) 母又は養育者と子の心身の状況や養育環境などの把握

(2) 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談や子育て支援に関する情報提供

(3) 支援が必要な家庭に対しては、地区担当保健師への連絡

(訪問支援員証の交付及び携行)

第 6 条 板橋区保健所長（以下「保健所長」という。）は、子育てサポーターに子育てサポーター（訪問支援員）身分証明書（様式第 2 号）を交付し、訪問支援の際に携行させるものとする。

(報告及び記録)

第 7 条 子育てサポーターは、訪問後にこんには赤ちゃん訪問支援記録票（様式第 3 号）に必要事項を記入し、担当地区を管轄する健康福祉センターが月 1 回開催するケース対応会議に出席し報告する。

2 健康福祉センター所長（以下「センター所長」という。）は、前項の記録票を受理したときは、母子健康管理票に必要事項を記録するものとする。また、本事業に関する記録を電磁的方法により、管理対象除外後 10 年を経過するまでの期間保存する。

（訪問の確認）

第 8 条 子育てサポーターは、訪問支援の際に対象者帳票に面会者の認印、これにより難しいときは署名を受けるものとし、センター所長に提出しなければならない。

（事後措置）

第 9 条 センター所長は、訪問支援の結果、支援が必要な家庭を把握したときは、健康福祉センターに勤務する保健師を訪問させ、直ちに適切なサービスの提供につなげるものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行後に生まれた乳児について適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。